別紙１　土地整備条件図

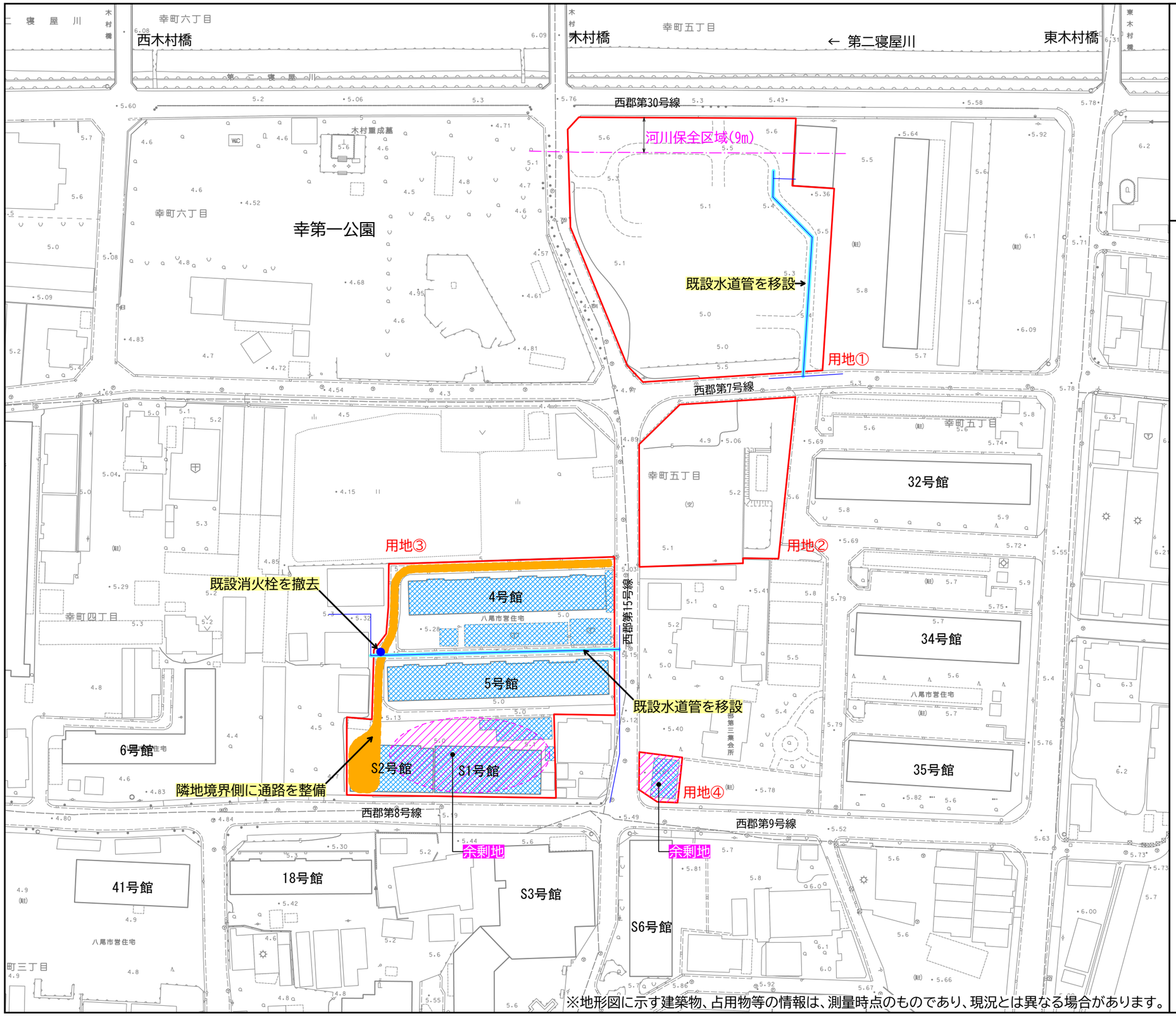

※地形図に示す建築物、占用物等の情報は、測量時点のものであり、現況とは異なる場合があります。

事業用地

解体対象建物

余剰地

土地整備に関する条件

＜用地①＞
・既設の公園施設を撤去し、建替住宅及び付帯施設を整備する。
・東側隣接地に接続する既設水道管を用地内で移設する。
・河川保全区域（北側道路境界から9m）は、原則として、構造物等の整備は行わない。

＜用地②＞
・既設の公園施設を撤去し、付帯施設（駐車場等）を整備する。

＜用地③＞
・既設の住宅及び付帯施設（物置、浄化槽等）を撤去し、建替住宅及び付帯施設、南側に余剰地（約700㎡以上）を整備する。
・西側隣接地に接続する既設水道管を用地内で移設する。
・既設消火栓を撤去する。
・隣地境界側に通路を整備する。

＜用地④＞
・既設の屋外物置、防火水槽を撤去し、余剰地（約100㎡）を整備する。

＜各用地共通＞
・原則として、隣地との境界部に、アルミ製目隠しフェンス（H=1800）を設置する。

0　5　25　50m

S=1/1,000（A3）